

第9期 丹波山村分別収集計画

令和元年 6月 1日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。

そのためには、村民、事業者、行政がそれぞれの責任と役割を果たしながら、協力関係を強化し、ごみの減量・分別・リサイクルに取り組むことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の建設は非常に困難なものとなっており、本村には最終処分施設、ストックヤードもないためやむをえず中間処理業者によりコンテナを設置し、村外の最終処理施設での処分に頼っているのが現状である。このため、財政負担も相当なものとなっている。

本計画は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「法」という。）第8条に基づいて、容器包装廃棄物を分別収集し、容器包装廃棄物のリデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）を推進するため、村民・事業者・行政がそれぞれ協力し、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、廃棄物の減量や資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、サイクルを基本とした循環型社会づくり
- ・ すべての関係者が一体となった取組みによる環境負荷の低減
- ・ 分別収集した容器包装廃棄物を適切に処理し、特定分別基準適合物として、選別・保管等の処理をする

3 計画期間

本計画の計画期間は令和2年（2020年）4月を始期とする5年間を計画期間とし、3年ごとに見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

本村の容器包装廃棄物排出量の見込みは、次の表のとおりとする。(t)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
容器包装廃棄物排出量	54.0	54.0	53.0	53.0	53.0

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、住民、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。また、一般廃棄物の減量化を推進するために、女性の会など村内関係団体の協力を得ながら、積極的なリサイクル活動を展開していく。そのためには、分別収集の実施に当たり、アンケート調査を行う等により住民、事業者のごみ処理に対する意識の把握に努める。

・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取組みやごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、住民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

住民一人ひとりの循環型社会づくりへの取り組みにより、日本一美しい村づくりを推進する。

・過剰包装等の抑制、リサイクル製品の活用

村内の商店等に包装の簡素化協力を呼びかけるとともに、買い物時のマイバック持参を徹底し、過剰包装等の抑制の意識啓発を図る。

・家庭ごみの減量化推進

買い物籠や生ごみ専用容器の有効利用により、ごみの減量化を図る。

・分別収集の強化推進

村で全戸無料配布した家庭用コンテナを利用して分別収集の強化を図る。

また、生ごみ分別の徹底を図り、生ごみ処理器購入補助事業を推進し生ごみの資源化に努める。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、住民の協力度、引取り業者の確保等を勘案しながら収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミの製容器	缶
主として ガラス製の容器 ・無色のガラス製容器 ・茶色のガラス製容器 ・その他のガラス製容器	ガラスびん
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料又は醤油等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発砲スチロール製食品トレイ (以下「白色トレイ」と表記)
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器
 包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
 (法第8条第2項第4号)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
主としてスチール製の容器	4		4		4		4		4	
主としてアルミ製の容器	3		3		3		3		3	
無色のガラス製容器	(合計) 2		(合計) 2		(合計) 2		(合計) 2		(合計) 2	
	(引渡) 2	(独自処理) 0	(引渡) 2	(独自処理) 0	(引渡) 2	(独自処理) 0	(引渡) 2	(独自処理) 0	(引渡) 2	(独自処理) 0
茶色のガラス製容器	(合計) 4		(合計) 3		(合計) 3		(合計) 3		(合計) 3	
	(引渡) 4	(独自処理) 0	(引渡) 3	(独自処理) 0	(引渡) 3	(独自処理) 0	(引渡) 3	(独自処理) 0	(引渡) 3	(独自処理) 0
その他のガラス製容器	(合計) 1		(合計) 1		(合計) 1		(合計) 1		(合計) 1	
	(引渡) 1	(独自処理) 0	(引渡) 1	(独自処理) 0	(引渡) 1	(独自処理) 0	(引渡) 1	(独自処理) 0	(引渡) 1	(独自処理) 0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)										
主として段ボール製の容器	17		16		15		15		15	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
主としてポリエチレンテレフタレート製(PET)の容器であって飲料またはしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 3		(合計) 3		(合計) 3		(合計) 3		(合計) 3	
	(引渡) 3	(独自処理) 0	(引渡) 3	(独自処理) 0	(引渡) 3	(独自処理) 0	(引渡) 3	(独自処理) 0	(引渡) 3	(独自処理) 0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 2		(合計) 2		(合計) 2		(合計) 2		(合計) 2	
	(引渡) 2	(独自処理)	(引渡) 2	(独自処理)	(引渡) 2	(独自処理)	(引渡) 2	(独自処理)	(引渡) 2	(独自処理)
	(合計) 0.1		(合計) 0.1		(合計) 0.1		(合計) 0.1		(合計) 0.1	
(うち白色トレイ)	(引渡) 0.1	(独自処理)	(引渡) 0.1	(独自処理)	(引渡) 0.1	(独自処理)	(引渡) 0.1	(独自処理)	(引渡) 0.1	(独自処理)

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

=直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変更率

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
550人 (対前年度比)	540人 (対前年度比)	530人 (対前年度比)	540人 (対前年度比)	550人 (対前年度比)
97.3%	98.2%	98.1%	101.9%	101.9%

平成28年3月 「総合戦略 人口ビジョン」より

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

収集、運搬の段階、選別保管等の実施者は、以下に示すとおりである。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶類	村による定期収集	村
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん類	村による定期収集	村
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	段ボール	段ボール	村による定期収集	村
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	村による定期収集	村
	(白色発泡スロール製食品トレイ)	白色トレイ		
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	村による定期収集	村

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

現在は、上野原市クリーンセンター施設で缶類（一部）・ビン類を選別、圧縮保管し、缶類・段ボール・ペットボトル・白色トレイは、民間業者のもとへ搬送している。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶類	プラスチック コンテナ	2t ダンプ車	上野原市クリーンセンター (選別・圧縮、保管施設)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん類	プラスチック コンテナ	同上	
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
段ボール	段ボール	縛る	2t ダンプ車	ストックヤード
ペットボトル	ペットボトル	プラスチック コンテナ 袋	2t ダンプ車	
その他のプラスチック 製容器包装	白色トレイ	プラスチック コンテナ 袋	2t ダンプ車	
	プラスチック 製容器包装			

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

- ・分別収集についての住民意識調査等を実施して、住民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に行う。
- ・循環型社会への取り組み意識の向上を図るため、環境教育の推進を図る。
- ・家庭から排出される廃棄物の減量化の徹底を図る。
- ・徹底した分別への取り組みと自主的な地域リサイクル活動の展開により、美しい村づくりを目指す。